

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第2回）議事録

■日時 平成30年2月16日（金）午前1時30分～午後2時35分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、平手委員、奥委員、藤倉委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 「施設の『更新』に係る環境影響評価手続」、「事業内容等の変更時の要件の明確化」、「事業内容等の変更時の手続」、「審議会への事業者の出席」及び「氏名等の公表に係る条例規定の見直し」について審議を行った。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

環境影響評価制度検討特別部会（第2回）

速 記 録

平成30年2月16日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後1時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員5名のうち5名全員の御出席をいただいております。定足数を満たしている状況でございます。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますのでよろしくをお願いいたします。

○柳特別部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳特別部会長 傍聴の方は、会議の途中で退場されても構いません。

ただいまから特別部会を開催いたします。

審議に入る前に、初めに、特別部会の部会長の代理の指名を行いたいと思っております。

部会長代理は「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第2条の規定によりまして、部会長が指名することになっております。

お忙しいところ大変恐縮でありますけれども、藤倉委員に何とぞ部会長代理をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次に本日の審議事項に移らせていただきます。

本日は、お手元の会議次第にありますように、東京都環境影響評価制度の見直しについてとその他となっております。

それでは、東京都環境影響評価制度の見直しについての審議を行いたいと思っております。

初めに、資料1「第1回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について」というところで、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料の1ページの資料1をご覧くださいと思います。また、あわせまして資料2、資料3につきましても御説明いたしたいと思っております。

まず、1ページのところでございますけれども、この資料は、前回の特別部会におきまして、委員の皆様からいただきました御指摘等の概要と、それに対する対応の内容をまとめたものでございます。

左側の1列目には、本部会での検討事項の項目を記載してございます。

2列目には、委員からの御指摘・御意見等を記載しておりまして、右側の列には御指摘等に対する事務局の対応の内容を記載してございます。

初めに、前回の中心的な議題でありました「施設更新時の手続の明確化」についてでございますけれども、一番上の欄にありますとおり「道路の改築に『地下移設、高架移設その他の移設』を追加すべき」との御指摘を、町田委員のほうからいただいております。

この点につきまして、前回の資料の資料3の別紙「『更新』の視点での対象事業の整理」に追加記載をしてございます。

7ページの「道路の新築又は改築」の欄をご覧いただきたいと思います。四角囲みの中の※1に、下線を引いた部分でございますけれども「新たに道路（改築後の車線の数四以上であるもの）を設けること又は地下移設、高架移設その他の移設」という部分を追加記載してございます。

町田委員からの御指摘の部分は、後半のほうの「地下移設、高架移設その他の移設」と記載した部分でございますけれども、この記載につきましては、その下にあります「鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良」の欄の※1にありますとおり、鉄道の改良につきましては、前回も御説明しましたが、連続立体交差事業等を想定したものとして、この「地下移設、高架移設その他の移設に限る」という記載がございまして、これを道路のほうにも同様に記載したものであることになってございます。

道路の※1に追記したもののうち前半にあります「新たに道路（改築後の車線の数四以上であるもの）を設けること」につきましては、バイパス道路のことを意味してございます。バイパス道路につきましては、これまで道路の新設としてアセスメントを実施してきたということでございますけれども、今回、環境影響評価法令の規定に合わせまして、これも改築の一形態として整理したいと思っております。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

次の欄にございます「工場の更新に事務所等も含まれるか」という御指摘を、平手委員のほうからいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載しましたとおり「工場内にある事務所など、生産施

設（工場立地法施行規則第2条）以外の施設についても更新があった場合には、敷地面積及び建築面積の要件に含める」と回答させていただいております。

環境影響評価条例施行規則では、工場は、製造業に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法のばい煙発生施設とか水質汚濁防止法の特定施設などといったものを有するものと定義されております。これは工場立地法の特定工場の定義を参考にしたものなのでございますけれども、工場立地法は、その立法趣旨に基づきまして、生産施設とそれ以外の施設、いわゆる非工場施設との区別を明確にしてございますが、環境影響評価条例の工場におきましては、生産施設以外の施設につきましても、これらが設置される場合には、環境影響評価を行うべきと考えてございます。

よって、更新の場合の敷地面積及び建築面積の要件には、生産施設以外の施設も含めるべきと考えてございます。また、この考え方は、設置や増設においても同様となっております。

続きまして、3つ目の「駐車場と一体となった商業施設について、駐車場の更新があれば対象となるが、それが無い場合、商業施設の更新を対象としなくてよいのか」という御指摘を、平手委員のほうからいただいております。

この点につきましても、対応欄に記載のとおり、大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法でございますが、大型の商業施設につきまして、交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する周辺の地域への配慮を求めておりまして、店舗面積の合計が1,000m²を超える店舗を新設又は変更するときは届出対象となります。その場合、届出内容の公告・縦覧、説明会の開催、区市町村や周辺住民等からの意見聴取、設置者に対する都の意見・勧告といった手続が行われます。

そして、委員が御指摘のように、駐車場の更新がなく、店舗のみの更新があった場合につきましても、都の所管局に確認をいたしまして、大規模小売店舗立地法による新設又は変更の届出の対象となるということが分かりました。

なお、資料にも記載のとおり、これまで駐車場要件で、都のアセスメント案件となりました商業施設のうち、手続が完了したものにつきましても、全て大規模小売店舗立地法の届出が行われてございます。

続きまして、4つ目「ごみ処理施設は処理能力で要件を定めているのに、産業廃棄物の中間処理施設は面積で要件を定めている理由は何か」という御指摘を、奥委員からいただいております。

この点につきましても、対応欄に記載のとおり「産業廃棄物の中間処理施設は、ごみ処理施設と比べて受け入れる廃棄物が多種多様であることから、面積で要件を定めている」という理由でございます。

続きまして、一番下の欄でございますけれども「今回更新の対象外とした事業は、理由を資料に記載すべき」との御指摘を奥委員から、また「今後に向けてどのように対応すべきか分かるように説明を付すべき」という御意見を柳委員からいただいております。

この点につきましては、資料3の別紙、11ページをまずご覧いただければと思います。

「発電所の設置又は変更」の事業の欄の右側のところに、点線の四角囲みがありますが、ここに更新の対象外とする理由を記載しております。原子力発電所につきましては、現在、都内に該当する施設がないため、更新の規模要件を定めておりません。

また、14ページをご覧いただきたいのですが、こちらにつきましても、対象事業ごとに右の欄にそれぞれ更新の対象外とする理由を記載しております。大きく分けまして、7「更新は想定できない」、「現在、都内に該当する施設がない」、「面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない」という3つの種類に分けて記載しております。

このうち「現在、都内に該当する施設がない」としているものにつきましては、今後、都内に該当する施設が設置された場合には、更新の要件を定めることになると考えてございます。

なお、堰の更新につきましては、現在、調査中ということでございます。

それでは、今度は資料の2ページにお戻りいただければと思います。

一番上の欄にあります「風力発電のように法アセスメントの対象であるが条例対象でない事業について、将来的に可能性のあるものを対象としなくてよいか」という御指摘を柳委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおりで「将来の事業の可能性も踏まえながら、今後検討していく」とさせていただいております。

続きまして、「高層建築物等を減築した場合、風環境は悪くなる場合もあるが、アセスメントの対象とならないのか」という御指摘を、平手委員からいただいております。

この点につきましても、対応欄に記載のとおり、高層建築物等が更新後減築となった場合でも、更新により設置する高層建築物等が更新の規模要件を満たしていればアセスメントの対象となります。そして「その際、付随する建築物も併せて更新される場合には、アセスメントの対象となる」と回答させていただいております。

続きまして、「事業者のより主体的な手続実施の仕組み」という検討項目についてでございますけれども「審議会で事業者が出席し、説明する仕組みを検討すべき」という御指摘を、柳委員からいただいております。また、奥委員にも御賛同をいただいております。

この点につきましては、後ほど、資料5の「審議会への事業者の出席について」のところで御説明いたします。

続きまして、「その他」の検討項目についてでございますけれども「条例第91条の氏名等公表規定を見直すべき」という御指摘を、奥委員からいただいております。

この点につきましても、後ほど、資料6のほうで御説明いたします。

続きまして、「都は、これまでアセスメント制度を規制の一環として捉えてきたが、今後は、自主的なアセスメントについても検討すべき」という御指摘を、柳委員からいただいております。

これにつきましては、対応欄に記載のとおり、「国や他自治体の動向等を踏まえながら、今後検討していく」とさせていただきます。

続きまして、「計画段階アセスメントについては、平成13年10月の総合環境アセスメント試行審査会の答申で、民間の計画に適用対象を拡大することを今後の検討課題としている。実績の検証を踏まえ、対象拡大について、少し時間をかけて検討すべき」という御指摘を、奥委員からいただいております。

また、「今後の答申にも課題を明示し、見直しについて道筋をつけるべき」という御指摘を、柳委員からいただいております。

この点につきましても、対応欄に記載のとおり、「これまでの実績等を十分検証の上、今後検討していく」とさせていただきます。

続きまして、第1回特別部会に御欠席の委員からいただいた御指摘等への対応について、御説明いたします。

「その他」としてありますけれども「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方について検討すること」という御指摘を、藤倉委員からいただいております。

この点につきましては、対応欄に記載のとおり「他の自治体の動向等を踏まえながら、今後検討していく」とさせていただきます。

以上で、資料1に関する説明を終わります。

続きまして、資料2についても御説明いたします。

この資料は、本特別部会におきまして御議論いただいている内容を、諮問事項との関係で

整理したものでございます。

「1 諮問事項」に関するもののうち、(1)は「本制度の手続の明確化を中心とした見直し」に関するもので、①の「施設更新時の手続の明確化」につきましては、資料3で、前回の特別部会の資料に、先ほど御説明いたしました修正を加えたものを、改めて今回の資料とさせていただきます。

表の中で、第1回、第2回とありますのは、御検討いただいた特別部会の回数を示しています。

②の「事業内容等変更時の手続要件の明確化」につきましては、資料4で後ほど御説明いたします。

(2)は「本制度の運用上の課題の見直し」に関するものでございまして、①の「事業者のより主体的な手続実施の仕組み」につきましては、これも資料5で後ほど御説明いたします。

②の「その他」として、氏名等の公表に係る条例規定の見直しについても、資料6で後ほど御説明いたします。

「2 その他検討事項」というところでございますが、こちらにありますとおり、計画段階アセスメントの課題整理や今後の方向性の検討、自主的なアセスメントの制度の検討、対象事業の追加検討、アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討につきましては、資料1のほうで御説明したとおり、いずれも今後の検討課題とさせていただきます。

以上で、資料2に関する説明を終わります。

さらに続きまして、資料3について、先ほど申しましたとおり、前回の特別部会の資料に、委員から御指摘をいただいた部分を踏まえて、修正を加えたものを改めて今回の資料とさせていただきます。

以上で、資料3に関する説明を終わります。

以上でございます。

○柳特別部会長 今、説明がありましたように、資料1～資料3についての説明がありました。資料4～資料6までの項目については後ほど事務局から説明があるとのことですので、後で審議したいと思います。

ただいま説明のあった資料1から資料3までに関して、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 資料1のところで御説明いただいた内容について、2点ございます。

1点目は、最初の指摘の道路の改築に関わる箇所なのですが、7ページの別紙の道路と、その下の鉄道のところの※の御説明がありましたが、道路についての※1は、最後の文章のところ「移設をいう」と終わっておりまして、鉄道のほうは「移設に限る」となっているのですが、この違いは何か意図があるのか。「に限る」としなければならない何か理由があるのかどうか、そこを確認させていただきたいというのが1点目です。さほどの意図がないのであれば、そろえたほうがいいのではないかという趣旨でございます。

2点目は、前回お伺いしたごみ処理施設と産廃処理施設の要件の設定の仕方の違いについて、今回、対応のところ御説明いただいておりますけれども、他の自治体の例では、産業廃棄物処理施設についても処理能力で要件を決めているというパターンもあるので、ごみの種類が多様であるからというのが、必ずしも理由にはならないのではないかと考えられるところではあります。

面積で要件を定めるというのも、もちろんそれはあるのだと思いますが、他方で、面積にはかからないのだけれども、処理能力で見た場合に、能力は大きくて、それなりの環境負荷というものが想定されるということであれば、そういったものが落ちてしまうというような懸念がないのかどうか、そこのところ少し気になりましたので、面積だけでいくということとどうなのかということについては、もう少し慎重に検討したほうがいいのかも思いました。

以上、2点です。

○柳特別部会長 事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 まず、1点目の御質問ですけれども、これは現行の規則の規定をそのまま書いているということではございまして、どうしてこのように書き分けたかまでは分からないのですが、ただ、資料上、そこを分かりやすくそろえたほうがいいのかという御意見だと思いますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

2点目の御質問ですけれども、我々の把握している中では、産業廃棄物のほうが圧倒的に、一般廃棄物に比べればいろいろな廃棄物の種類があると思っておりますので、そういうところを一律に処理能力で決めることが難しく、この要件というのは、工場の要件と同じなのでございまして、恐らくその要件にそろえたということだと思っております。

○柳特別部会長 奥委員、いかがでしょうか。今の説明でよろしいですか。

○奥委員 よろしいのかどうか、やはり判断しかねるところでございまして、先ほ

ど申し上げたように、自治体によっては処理能力で決めている場合もあるので、そのあたりの考え方をもう少し調査された上で、東京都はやはり面積でいくのだということが明確になされるのであれば、それでいいのかもしれませんが、場合によっては処理能力と面積と両方ということもあるのかもしれないなと思いました。

○柳特別部会長 事務局、さらに何かありますか。

○松岡アセスメント担当課長 今、御指摘いただいた点は、全体をもう少し調査しないといけないということもあって、かなりそれには時間がかかるとおっしゃるので、引き続き検討とさせていただければと思います。

○柳特別部会長 1点目の改築の場合の、改築とは、というところでの何々ということと、改良にはいろいろあるけれども、改良を限定しているというところで「限る」と。ほかにも改良はあるわけです。だから、そこで限定を加えたということなので、これを「いう」と言ってしまうと、ほかのものが入らなくなってしまうのでということだと思っております。余り文言は統一する必要もないかなと思います。要は状況によって違うということですね。

○奥委員 今の点ですが、いずれにしても両方とも「その他移設」というのが入ってしまっていて、もろもろが結局、最後は入り得るような書きぶりになっているのです。そこで、余り限定し切れていないといえますか、最後の「その他移設」が何なのか分かりません。なので「をいう」と言った場合と「に限る」と言った場合に、意味合いがどの程度違ってくるのかというのが、読んでいて分からなかったのです。

○柳特別部会長 改良のところの限定について、もう少し資料とか事例を調べていただいて、ほかの自治体との兼ね合いも含めて、もうちょっと調べていただければと思います。

○松岡アセスメント担当課長 分かりました。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 資料1で、欠席委員からの意見からということで、事務局に提出した意見を拾っていただいたのですが、説明がすごくさらっと終わってしまったので、補足をさせていただければと思います。

資料1の裏面、2ページの最後に載せていただいている件ですが「アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方について」というのは、意図していることは、1つは、アセス手続として住民に意見を求めるときに、電子縦覧をするというのはもちろんなのですが、それだけではなくて、最終的な評価書を、東京都において電子データを公表し、ずっと保存をし

て公開という状態を持っていただけないかと。

もちろん、事業者が行ったものがアセスなのですが、東京都としては事後調査もずっと要請するわけですので、評価書を、東京都のホームページを見ると過去のものから全部見られるということにすることによって、環境アセスメントが持つプレッジ・アンド・レビューと効果を担保するということと、やはりアセスメントのこういう制度の議論あるいは予測評価の技術の議論をするときの貴重なデータとして集積するという意味があると私は考えていますので、案件の多い東京都において、ぜひ率先してやっていただきたい。検討することではなくて、やってほしいという趣旨で私は申し上げましたので、今後検討していくという、いつまでもやらないような御答弁ではなく、ぜひ前向きに、時間がかかってもいいのですけれども、具体的にどのようにやっていただける可能性があるかを出していただきたいと思えます。

もちろん、そのときに、希少な動植物の現況調査データなどは秘匿すべきですので、何がしかのある程度のルールなども必要なはずです。こういう制度の見直しの機会を捉まえて、ぜひ検討していただきまして、できましたら、この部会の答申の中にも、何らかの形でこれを位置づけていただきたいというのが、この趣旨でございます。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○松岡アセスメント担当課長 委員の御指摘なので、そのように承ります。

○柳特別部会長 最近、一般論ですけれども、法アセスの図書も、電磁的媒体で提出するというのもどこの自治体もやっているのです。ただ、縦覧期間中しかなくて、縦覧期間が終わってしまうと、消えて、見るができないということで、これはアセス学会とかも、その点は大きな問題だということで、環境省もその点については前向きに今度検討するような段階にあります。東京都の場合は、国に先んじてさまざまなことをやるのだというのが、これまでの基本的なスタンスですので、藤倉委員が指摘されたことについては、しっかりと今回検討して、何らかの形を明らかにすることによって、ぜひしていただきたいと思えます。

特に返答はなくて結構ですので、そういう方向で進めたいとこちらも考えていますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○藤倉委員 先ほどの奥委員の、廃棄物の処理施設などの対象施設の規模要件関係ですけれ

ども、先ほど資料1で、例えば、大規模小売店舗立地法との関係も出てきたところなのですが、廃棄物も施設の許可の際に、いわゆる廃棄物処理法上の生活環境影響評価というものもやっているのですが、今回かどうかは分からないのですが、個別法でアセスの制度があるものについて、どこからをアセス条例の対象とし、どこからは個別法に委ねるのかの相場感の整理というのが、全体的に必要なのではないかと感じもしております。

逆に言うと、廃棄物処理法のアセスのほうもかなり細かくやっている面もありますし、産廃処理施設は、私はそういうほうをやっているものですから、施設ごとにどの要件ですばっと切れるのかというのが、多分、産廃のほうはもっと難しいと思いますので、考え方そのものをまず少し整理をしたほうがよいかと個人的には思います。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、資料4「事業内容等の変更時の要件の明確化について」というところで、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料の17ページをご覧くださいと思います。

まず「1 運用上の課題」と記載したところでございますけれども、環境影響評価条例の第37条や第62条では、対象事業や計画の内容等を変更する場合の知事への届出義務を定めていますが、軽微な変更その他規則で定めるものは例外とすることを規定しております。しかしながら、その例外についての具体的な定めはありません。

変更届は、アセスメント手続の再手続が必要となる場合があるなど、事業者にとって一定の負担を伴うことから、より適切に運用するため、軽微な変更等に該当し変更を不要とする場合の要件を明確化する必要があるといった課題があると考えてございます。

続きまして「2 要件の定め方」でございますけれども、届出義務の例外についての具体的な要件につきましては、資料4-1にあるとおり、対象事業全体に共通する要件を定めることを考えてございます。

「3 関係条文」につきましては、資料の裏面をご覧ください。

こちらに線を少し引かせていただきましたが、これは事業段階における変更届に関する規定でありまして、条例第62条と第63条について記載してございます。なお、計画段階の変更届に関する規定は、条例第37条、第38条に記載してございます。

まず、条例第62条を見ていただきますと、事業者は調査計画書を提出してから、工事完了の届出がなされるまでの間に、第40条1項1号、これは事業者の氏名・住所です。若しくは、2号、これは対象事業の名称・目的・内容ということですが、これに掲げる事項を変更しようとするときは「規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定めるものについては、この限りでない」と規定されてございます。

続いて、第63条を見ていただきますと「知事は、前条第一項の規定による変更の届出があつた対象事業について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする」という規定がされてございます。

以上の規定を、分かりやすくフロー図にしたものが、次にあります19ページの資料4-1ということで「事業内容等の変更時の手続について」でございます。

この図のうち、まず、下線を引いた部分を新たに定めようとしているものでございます。

まず、変更内容としましては、上の四角の中にありますとおり、大きく分けまして、先ほど条文でも見ていただきましたが、事業者の氏名・住所、対象事業の名称、対象事業の目的又は内容という3種類がございまして、なお、対象事業とありますけれども、括弧書きに記載しましたとおり、計画段階の場合には対象計画の案となるということでございます。

こうした3種類の変更があつた場合、これまではいずれも特段の区別なく、変更届として事業者から提出を受けていましたが、今後は事業者の氏名・住所とか対象事業の名称といった、手続の再実施に関わらない、事実の届出につきましては、例えば「氏名等変更届」といった名称をつけまして、届け出てもらおうということで、分かりやすくしていきたいと思つてございます。

事業者は、氏名等変更届の提出後は、そのまま引き続き手続を実施することになります。

続きまして「対象事業の目的又は内容」でございまして、こちらの変更につきましては、場合によっては手続の再実施に係る関わるものでございますので、その下にありまして、例えば「事業内容等変更届」というような名称で提出してもらおうと思つてございます。

その下に矢印で続いて、事業内容等変更届が提出された場合でございまして、これまでどおり、提出後、変更の内容が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるか否かを知事が認定する。その上で、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認定したときには、環境影響評価審議会の意見を聞いた上で、事業者に対して手続の再実施、いわゆる再アセス

の実施を求めることとなります。

一方、知事が、環境に著しい影響を及ぼすおそれがないと認定したときは、事業者はそのまま引き続く手続を実施することになるということで、大きな流れは以上でございます。

続きまして、中央の四角の中にございます<変更届が不要となる場合>というところがございますけれども、これまで条例では、軽微な変更その他規則で定めるものと規定されておりましたが、規則等に具体的な定めはございませんでした。そこで、先ほど運用上の課題として説明したとおり、この部分の規定の明確化を図るという必要があると思っております。

事務局案として考えてございますのは、こちらに記載したとおりの内容でございます、条例では、軽微な変更その他の規則で定めるものと、規則に委任した上で、規則のほうで下線部のような規定を新たに規定することを、今のところ考えているということです。

変更届が不要となる場合の要件につきましては、囲みの中にあります①から④までの全ての要件を満たせば不要となるということでございます。

この①から④までの要件でございますけれども、これまでの都の運用における考え方とかあるいは環境影響評価法令、他の自治体の条例等の規定を参考に設定したものであるというものでございます。

最初の①でございますけれども、施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の増加が10%未満である変更であれば、変更届は不要になるということでございますが、逆に10%以上の変更があれば必要になるということでございます。もちろん、変更届が不要となる場合には、①から④、全部の要件を満たさないとはいませんが、一つの要件としてはこれがあるということでございます。

なお、今申しました10%という数字も、これまでの都の運用における考え方に基づき設定したものであるということでございます。

国の環境影響評価法の場合には、手続の途中で、政令で定める諸元と要件を超えるような大きな変更があった場合には、手続の再実施、いわゆる再アセスが必要になるということでございます。

都の条例におきましても、手続の途中で、①にあるような基本的な諸元の増加が、仮に10%以上であるような対象事業の変更があった場合には、これまでの手続と同様に変更届はもらうのですが、その後は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認定できると思いますので、審議会の意見を伺った上で、手続の再実施を求めることになろうかと考えてございます。

なお、基本的な諸元の増加が10%未満でありましても「環境影響が相当な程度を越えて増加

するおそれがあると認めるべき特別の事情がある変更」という場合には、これも変更届を出してもらうことになります。この点は法律の場合も同じということでございます。

次の②は、変更後の対象事業につきまして、変更前の事業段階関係区市町村長、計画の段階の場合ですと、計画段階関係区市町村長と呼んでいますけれども、それ以外の区市町村長が含まれていない変更という場合で、この場合には変更届は不要ですが、逆に言えば、事業段階関係区市町村長が変わるような変更があった場合には、変更届を提出してもらうということになります。

このような場合も、国の法律の場合には、やはり手続の再実施が必要となるということでございますので、都の条例におきましても、先ほどの①と同様に、最後は手続の再実施を求めることになろうと考えてございます。

続きまして、③「対象事業の変更のうち、工期の変更がないもの」ということで、変更がなければ届出は不要ですが、逆に言えば、変更があれば届出を出してもらうということになります。

④、「対象事業の変更によって、アからエまでの括弧内の事項をいずれも変更することがない変更」ということになっていまして、アセス図書ごとにアからエまで場合分けをしているということでございます。

例えば、エの評価書の場合ですと、対象事業の変更によって「環境影響評価の項目」と「環境に及ぼす影響の予測・評価の内容」について、いずれも変更する必要がない変更については、変更届は不要で、逆に言いますと、これらのどれかの事項を変更する必要があったときには、変更届を提出してもらうことになるかと思えます。

以上で、資料4に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 それでは、ただいま説明のあった資料4について、御質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○町田委員 事業内容等の変更ですが、軽微の変更であれば変更届が不要ということなのですが、その内容については明確にするということが、事業者の負担ということを考えると、大変大事なことではないだろうかと思えるわけでございます。

ただいま①の内容について、事務局から御説明をいただきました。基本的な諸元の増加が10%未満である変更という数値が出てきているわけですが、この数値を提示するのは、なかなか難しい面があるかと思うのですが、これまでの運用を考えてこのような数値にした

という御説明もございました。法律とか他の自治体のものを比べて、この10%という数値ほどの程度のものなのか、御説明いただければと思います。

○柳特別部会長 ただいまの町田委員の指摘について、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 国が、長さを要件としているものにつきましては、例えば、評価書の公告をする前と後で変わるのでございますけれども、評価書の公告をする前までは20%以上増加しないこと、公告した後は10%以上増加しないことといったように、細かく諸元と要件を定めてございます。ほかの自治体も諸元はさまざまなのでございますけれども、やはり、要件といいますと10%とか20%という割合を用いているものが多く見られました。

東京都におきましては、これまでの運用を踏まえまして、評価書の公告の前後で分けることなく、10%に設定する考え方にさせていただいております。ただ、ほかの制度と比べても決して緩い設定ではないと考えているところでございます。

○柳特別部会長 町田委員、どうぞ。

○町田委員 ありがとうございます。

確認なのですが、10%以上の増加があろうがなかろうがということになるかと思うのですが、これまでのケースで考えますと、事業の変更があれば、記載されております④に該当しない場合は変更届を提出することになり得るというように理解してよろしいのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 そうでございます。

○町田委員 分かりました。

事業者には、きちんと手続の明確化ということは大事な点だろうと思うのですが、事業の変更の場合、予測・評価が変わり、環境への影響がどのように変化するのかと。その程度によっては、アセスメントの再実施をするということを判断することになるわけですから、④に記載されている事項を、今回の見直しで明確化することが大変重要な点ではないだろうかと考えております。

以上です。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 確認なのですが、法対象事業のときの都条例側の受けと読替えはどうなっていたのかを、確認のため教えてください。

例えば、法対象アセスで法人の氏名が変わった場合は、この条例に基づいた変更届はもらっていましたか。

○松岡アセスメント担当課長 お答えします。

法対象事業につきましては、第一種事業につきましては法アセスを行いますので、そういう変更届というものはもらってございません。法に基づく手続をやってございます。

○藤倉委員 では、法に基づく手続しかしないので、例えば、氏名変更なども特に来ないということですね。

○松岡アセスメント担当課長 はい。そうでございます。

○藤倉委員 分かりました。

○柳特別部会長 法対象事業のときは、国に対して変更届を出しているからということですね。

○松岡アセスメント担当課長 お答えします。

確か、私が知っている限り、アセス法には変更届という手続はなかったかと思います。

○柳特別部会長 手続の再実施規定はありますよ。

○松岡アセスメント担当課長 手続の再実施はあるのですけれども、変更届という届出のようなのは。

○柳特別部会長 要は、変更は手続でしょう。

○松岡アセスメント担当課長 手続としてはもちろんあると思います。

例えば、事業者の氏名等が変わった場合には、次の図書に反映するというように法はなっております。

○柳特別部会長 どうぞ。

○藤倉委員 最後の評価書が出た後に、法アセス案件で、例えば、事業の名称が変わったとか事業者の氏名が変わったときに、都民がそれをどうやって知り得るのかなというところなのです。

○松岡アセスメント担当課長 それは、事後調査報告を求めておりますので、その中に記載されて分かるということになってございます。

○柳特別部会長 東京都の条例は、国の条例と異なって、事後調査は工事中だけではなくて、存在・供用時も含まれているので、その段階で分かるということです。

○藤倉委員 確認ですけれども、変更届がなく、事後調査のときに突然事業名称が変わって出てくるということになるわけですね。

○松岡アセスメント担当課長 はい。そのとおりです。

○柳特別部会長 これも何か考えたほうがいいですね。現行条例の第6章の法の対象事業に係る手続等のところは、都の条例としては少し工夫が必要ではないかということですね。

軽微の変更等というのを、こういう形で非常に明確化するというので、普通は、ほかの自治体は規則に落としたり、別表を設けて対象事業の区分ごとに何%とか書いてあるのが多いのですけれども、東京都の場合は、10%未満の変更の場合はいいという書きぶりにするということですね。

○松岡アセスメント担当課長 それもちろんありますけれども、今、先生がおっしゃったのは①だと思いますけれども、②から④の要件も加えているというところがございます。

○柳特別部会長 全ての要件に該当しなければいけないというところで、東京都はすごく厳しいですね。

ほかに何か御指摘の点はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて資料5「審議会への事業者の出席について」、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料の21ページをご覧ください。

まず、「1 運用上の課題」でございますけれども、東京都環境影響評価審議会における対象事業の諮問案件は、現在、事務局である東京都が、案件の説明から審議会委員との質疑応答までの全てを担っているということでございます。

本来、環境アセスメント制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みでございまして、この趣旨からしますと、審議会に事業者が出席し、説明や意見など審議会からの求めに責任を持って対応することが望ましいと言えます。

しかしながら、現行の規定は、審議会への事業者の参加に関する規定がないため、見直す必要があるといった課題があると考えてございます。

「2 見直しの方向性」でございますが、制度の趣旨を踏まえ、審議会は事業者に対して、審議会への出席、審議会において意見や説明を求めることができることを、明文化するという方向性で考えてございます。

裏面の22ページには、ほかの自治体等の規定ということで、東京都の近隣県市で見てくださいと、横浜市と相模原市は、条例で事業者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができると定めてございます。

そのほか、資料の記載の県市では、同様の内容を規則で定めているということござい

す。

また、23ページは、オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の要綱でございますけれども、こちらでも第6条第2項に「関係者を出席させることができる。また、会長は、必要に応じて、関係者から説明等を求めることができる」と規定されてございます。

なお、次の条文にありますとおり、現行の都の環境影響評価条例施行規則でも、都民の意見を聴く会におきましては、規則で、事業者又は参考人の出席を求めることができる旨の規定があります。

以上で資料5に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 今の説明ですと、審議会への事業者の出席の規定が、他の自治体の例では、条例や条例施行規則又は審議会の規則ということになってはいますが、東京都としてはどこに定めるということを想定しているのでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 今、ご覧いただいている他の自治体の例では、規則で定めているものが多いようでございますけれども、東京都の場合は、条例の第5章に審議会の設置などを設けているほか、施行規則ではなくて審議会の規則が別にありますので、そのどちらかを想定しているということでございます。

○柳特別部会長 環境アセスメントは、事業者のセルフ・コントロールで行う手続の仕組みということですので、審議会が事業者が主体的な役割を担うということは、環境影響評価という制度の基本的な事項ですので、条例で規定することが必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そういう方向で検討していきたいと思います。

事務局のほうはそれでよろしいでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 その方向で考えていきたいと思います。

○柳特別部会長 事業者が図書の内容を説明したり、質疑応答する形式になった場合に、東京都では総会、部会と、複数の審議の場がありますので、事業者の出席をどこまで求めるのかということです。他の自治体の審議の御経験とかアイデアとか、現時点でどのようなイメージをお持ちになってはいますか。委員の方々から、何か参考になることがあれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 神奈川県の場合は、1つの案件で、部会がないので、いわゆる審査会を3回～4

回やるときに、全部、事業者に出席を求めていますので、翻れば、総会にも部会にも来ていただいで御説明いただくことになるかと思ひます。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 私は横浜市環境影響評価審査会に関わっておりますけれども、こちら部会というのはないのですけれども、毎回、案件を取り上げる際には、当該事業者が出席して、説明をし、質問にも答えるという形をとっておりますので、原則、その案件に係る審議が行われる際には、全ての回に出席いただくというのが基本かなと思ひております。

○柳特別部会長 私も藤倉委員と同じように千葉県を担当してまして、川崎市もやっておりますが、基本は全ての審議の場に事業者が来て説明するというのが一般的ですね。埼玉県も同じだと思ひます。

大体、そういうことですが、前向きな姿勢で検討していくということで、よろしいでしょうか。

それでは、次に資料6「氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて」の説明を、事務局からお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、25ページ、まず「1 運用上の課題」でございます。条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、直ちに公表するような定め方になってございますけれども、手続的な不備があれば、指導や勧告をして、それでも是正されないときは公表する措置を講ずることが一般的であると言えます。

東京都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るため、指導や勧告を行うものと解してきました。

しかしながら、現行の規定はこの考え方に即していないため見直しが必要であるといった課題があると考えてございます。

「2 見直しの方向性」でございますけれども、違反があると認められるときは、必要な措置を講ずるよう勧告する規定を新たに設けることとするという方向性で考えてございます。

資料の下の方には、条例第91条の規定を掲げておりまして、また、裏面の26ページ以降に、東京の近隣の県市の条例を、参考に掲載しております。

以上で資料6に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料6の説明について、何か御質問等があれば、お願いいたします。

これは、前回もちょっと議論がありましたけれども、勧告をしてから、従わない場合に氏名公表を行うという形で、ワンクッションを置いてという、ほかの自治体に倣って規定ぶりを変えるということですね。今まではどちらかという、極めて強権的な書きぶりが非常に強い条例であったように私は思っていました。

よろしいでしょうか。

何か御意見はありますか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 見直し自体についての意見ではありませんが、運用に際しての要望としては、勧告などを出しましたら、何年度は何件でしたとか、どういう手続違反に対してやりましたといったような運用状況を、審議会にはぜひ報告をしていただきたいなと思っております。

これまでも、事後調査報告書が事後調査計画書どおりに出されなかったという例もありましたので、ぜひ、勧告を置くのであれば、しっかりと運用もしていただきたいということ要望します。

○柳特別部会長 事務局、いかがですか。

○松岡アセスメント担当課長 報告につきましては、そのようにさせていただきます。

○池田アセスメント担当課長 最近ではきちんと、どの案件がどこまで事後調査報告が出ているのか確認しつつ、遅れているものについては、適宜声をかけて、進行管理のほうをしっかりと行っております。今後も皆様の御指導のものを反映させていきたいと考えております。

○柳特別部会長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 資料6の別紙の、他の自治体の規定ぶりは、全てできる規定になっているので、公表しないということもあり得るとい、行政側の裁量に委ねている部分があるわけですが、一方で東京都の条例は、しなければならないという^{きそく}羈束行為になっているわけですね。この規定ぶりまでは変えないということによろしいですねという、確認をさせていただければと思います。

○柳特別部会長 事務局、どうぞ。

○松岡アセスメント担当課長 実際に、どういう形の条文にするかというのは、今後、法制担当局と十分調整した上で進めていくことになろうかと思いますが、委員からの御意見につきまして、反映できるような形でさせていただこうと思っております。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上で、本日予定しました審議は全て終了ということですが、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで特別部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後2時35分閉会)